

第65号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年9月26日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者） 文京区教育委員会 印

幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項
条例第29条第1項（同条例第30条第5項において
準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当
期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し
止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後
においては、この処分の後の事情の変化を理由に、文京区教育委員会に対して、こ
の処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6月以内
に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分
があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過
すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この
処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合
には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に、処分
の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決が
あったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過す
ると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号とみなす。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
別記様式第二号 <u>（略）</u> 付 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号とみなす。	別記様式第二号 <u>（略）</u> <u>（新設）</u>

【改正前】

別記様式第2号（第9条関係）

一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

（一時差止処分者） 文京区教育委員会 印

幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項
条例第29条第1項（同条例第30条第5項において
準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当
期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し
止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算
して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。また、この
処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の
後の事情の変化を理由に、文京区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し
立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以
内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員
会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処
分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日か
ら起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつた
ことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起する
ことができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌
日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経
過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【改正後】

別記様式第2号（第9条関係）

一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

（一時差止処分者） 文京区教育委員会 団

幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項
条例第29条第1項（同条例第30条第5項において
準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当
期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し
止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後
においては、この処分の後の事情の変化を理由に、文京区教育委員会に対して、こ
の処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6月以内
に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分
があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過
すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この
処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合
には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に、処分
の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決が
あったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過す
ると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。